

神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ概要

平成31年3月

1 神奈川県特別支援教育を取り巻く状況

- (1) 特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加
 - 小・中学校では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級の各児童・生徒が増加。
 - 特別支援学校では、特に高等部知的障害教育部門生徒が増加。
- (2) 障がいの重度・重複化、多様化
 - 障がい併せ有する児童・生徒等、教育的ニーズの多様化。
 - 人工呼吸器等高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒も増加。

2 神奈川県のこれまでの取組み

○インクルーシブ教育推進に向けた取組み

【小・中学校】平成27年度より、すべての子どもができるだけ共に学ぶ「みんなの教室」モデル事業を展開。

【高等学校】平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）3校を指定し、平成29年度から連携募集により生徒が入学。平成31年度に、新たに11校を指定し、平成32年度から特別募集により生徒が入学。平成29年度に通級指導導入校3校を指定し、平成30年度から開始。平成30年度に他校通級指導導入校を1校指定し、平成32年度から開始予定。

【特別支援学校】平成29年度に特別支援学校の児童・生徒が、継続して居住地の小・中学校と交流及び共同学習を行えるよう「居住地交流ガイドライン」を改訂。

○特別支援教育のセンター的機能の充実

・特別支援学校へ理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職を配置し、小・中・高等学校への支援。

○教育相談コーディネーターの配置

・各学校における課題解決に向けた推進役として、関係機関との連絡・調整等を行う教育相談コーディネーターを指名。

○個別の支援計画の推進

・特別支援学校では、平成17年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、医療、福祉、労働等諸機関の横の連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入。小・中学校においては平成18年度から特別支援学級・通級による指導を受ける児童・生徒、平成19年度から通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対して導入。

○就学相談・指導

・平成25年9月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学の仕組みが改められたことを受け、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うよう、県教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に変更。

○医療的ケアへの対応

・県立特別支援学校での医療的ケアを進める中で、看護師を増員。教員の「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修による医療的ケアの実施。
・平成30年度から、県立特別支援学校の看護師を市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを開始。

○特別支援学校の整備

・「新まなびや計画」に基づく、新設校の整備。
・地域的な課題への対応として、秦野市立末広小学校の校舎の一部に、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部（末広校舎）を設置。
・個別教育計画に基づく児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実。
・社会自立支援員を、県内5つのブロックの拠点となる特別支援学校7校に1名ずつ配置。

3 神奈川県特別支援教育における課題

意見の概要

【縦のつながり】	(1) 就学相談	保護者等との合意形成 継続的な就学相談の実施
	(2) 進路指導	早期からの児童・生徒、保護者への多様な学びの場と進路選択についての情報提供 高等学校における障がいのある生徒への進路指導についての体制整備
【横のつながり】	(3) 校内支援体制	【小・中学校】多様な学びの場の確保、個別教育計画等の活用 【高等学校】個々の実態に応じた指導・支援の充実、校内支援体制の整備 【共通】すべての子どもが分かる授業づくり
	(4) 特別支援教育のセンター的機能	【小・中・高等学校】特別支援学校のセンター的機能の活用 【特別支援学校】小・中・高等学校への支援の充実
	(5) 地域のつながり・交流及び共同学習	子どもは地域の中で学び、育つことの再認識と仕組みづくり 継続的な交流及び共同学習の実施とその実現のための指導体制の整備 児童・生徒が相互理解を育むための計画・内容の実践
	(6) 医療的ケア	【小・中学校】特別支援学校と連携した医療的ケアの支援体制整備 【特別支援学校】高度な医療的ケアへの支援体制整備 地域において医療的ケアを推進するための教育、医療、福祉との連携
	(7) 県と市町村の役割分担と連携	特別支援教育の推進に向けた県と政令市、市町村との役割の整理 共通して取り組む課題の共有と連携の図り方の整理
【学びの環境】	(8) 教育環境の整備	【小・中・高等学校】多様な学びの場の整備 【特別支援学校】地域的な課題や教育的ニーズへの対応 老朽化対策と時代に合った教育内容を展開するための施設・設備
	(9) 教員の専門性の向上と育成	地域の特別支援教育の教育力の向上を図る研修の充実 大学等外部機関のより一層の活用

4 今後の検討の方向性

インクルーシブ教育推進を踏まえた
今後の特別支援教育の基本的な考え方の整理の視点

- ・県と市町村、地域で各学びの場の役割やめざす整備の方向性を共有
- ・就学相談・指導の充実
- ・交流及び共同学習の充実
- ・切れ目ない支援体制の構築

特別支援学校の整備

- ・人口増加に伴う地域的な課題への対応
- ・県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備
- ・老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実
- ・分教室のあり方に関する整理
- ・小・中学校、高等学校等への支援機能

医療的ケアのあり方

- ・特別支援学校における医療的ケアへの対応
- ・小・中学校における医療的ケアへの対応
- ・医療的ケアの内容が高度化・複雑化することへの支援体制の充実

県と市町村の役割分担

- ・基本的な考え方を実現するための県と市町村の連携や役割分担のあり方

各学びの場の教育環境や支援の充実
就学相談・支援の充実
交流及び共同学習の充実
切れ目ない支援体制の構築